

第2章. 施設管理業務毎の現状

2.1 施設管理に係る所管業務の概要

職員の業務量割合としては、「施設に関する調査・計画・設計・工事等」「道路管理に関する相談・対応」が多く、全体の約50%を占めています。

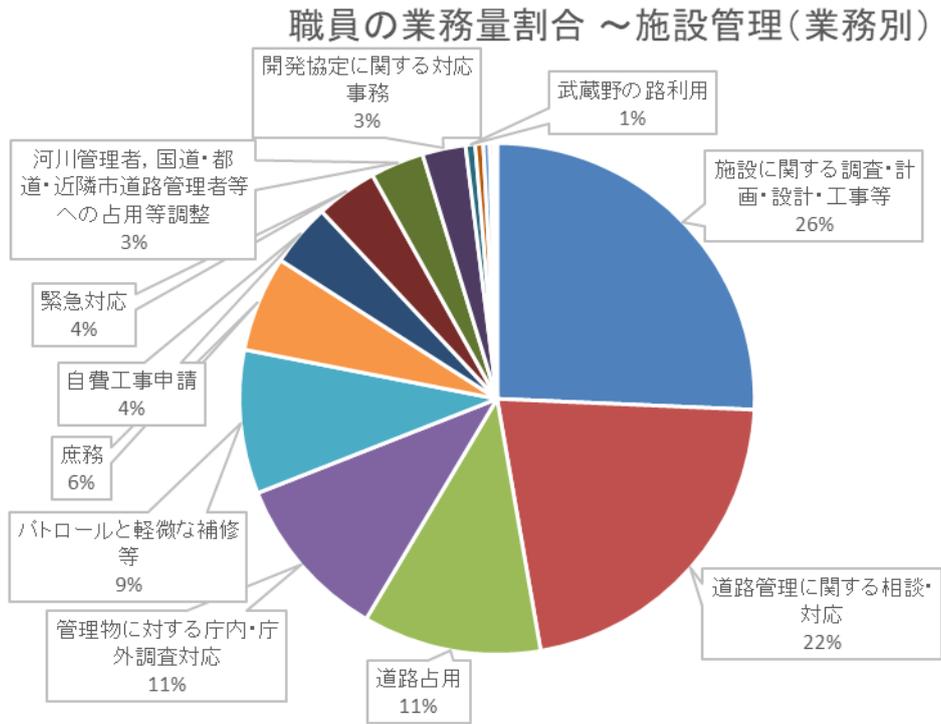


図 4-49 職員の業務量割合(施設管理一業務別)

このうち、次の内容について整理しています。

- 施設に関する調査・計画・設計・工事等
- 道路管理に関する相談・対応
- 道路占有など
- パトロールと軽微な補修等
- 自費工事申請
- その他

2.1.1 施設に関する調査・計画・設計・工事等

調布市では、管理物である施設の維持管理に必要となる調査、計画、設計、工事等、及びその発注業務、管理業務等を行っています。

■計画作成業務：

調査や設計、工事について、いつ、どこを実施するかを予算と優先度を踏まえて事業計画を作成します。計画作成に当たっては、関係者へのヒアリングや現地での施設の状況を確認します。

■調査・設計関連業務：

施設の健全性や損傷の要因を把握し、設計に反映するための調査点検業務を実施するために、技術を有する企業からの見積もり取得や、標準的な歩掛りを参考にするなどして、積算を行い、委託業者を決めるための発注手続きを行います。業者決定後は、調査設計の条件や成果を確認するための協議や監理を行い、必要に応じて設計変更等の手続きを行います。

■工事関連業務：

施設の劣化損傷に伴う補修等の工事が必要な時に、設計の成果等を参考にして必要な費用を積算し、工事発注のための手続きを行います。工事業業者決定後は、各種条件や進捗の確認をするため協議や監理を行い、必要に応じて設計変更等の手続きを行います。特に補修工事は、設計時には分からない現地の状況によって条件が異なることがあり、工法の選定に関する協議や、新たに積算を行う必要が生じるなど、工事実施中にも業務が発生しています。

2.1.2 道路管理に関する相談・対応

調布市では、市道の管理に関する各種相談を受け付け、必要に応じ対応を行っています。相談の内容は多岐にわたっており、内容によっては、現地に直接出向き、施設の状態や周囲への影響等を確認し、対応方法や時期について検討しています。

表 4-11 道路管理に関する相談件数

	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
不法投棄	58	33	40	93	84
草刈り・剪定	334	500	491	505	470
道路補修	162	197	254	265	297
道路・水路清掃	132	136	130	175	156
その他	585	577	568	336	667
合計	1,271	1,443	1,483	1,374	1,674

※調布市事務報告書より

2.1.3 占用許可等

(1) 道路占用（道路法第32条による申請）

道路に一定の工作物（上下水道・ガス・電気・電話などに関するもの）を設け、道路を継続して使用することは、道路の占用となります。なお、道路の地上、地下、上空を継続して使用する場合も、全て占用となります。

道路を占用する場合には、道路管理者(市道の場合は調布市長)の許可が必要となるため、事業者等から提出された占用申請書の内容（場所、期間など）に基づき、許可の可否を審査しています。

●道路占用の申請例

- 地下埋設物・・・市道上でガス管、水道管、下水道管などの埋設を行う場合
- 地上設置物・・・市道上に足場、電柱、掲示板などを設置する場合
- 上空設置物・・・市道の上空に店の看板、広告看板やアサガオ（落下物防護用施設）の設置、電線などを通す場合

京王線の地下化に伴い整備を進めている調布駅前広場については、活用のためのガイドラインを作成しており、利用条件を満たす団体に対し、イベント等を実施するための道路占用許可を行っています。

また、道路で行われる工事や各種の作業等によって、道路の一部または全部を利用することになる場合に、事業者等からの相談を受け、必要な指導や手続きを行っています。

(2) 公共物占用

公共物(水路・畦畔等)について、次のいずれかに該当する行為を行うときは、占用の許可が必要となるため、事業者等から提出された占用申請書の内容（場所、期間など）に基づき、許可の可否を審査しています。

- 公共物(水路・畦畔等)の占用に該当し許可が必要となる行為
 - ①工作物の新築, 改築, 除却等の工事をすること。
 - ②流水水面又は敷地を占有し, 使用すること。
 - ③流水を利用するため, これを停滞させ, 又は引用すること。
 - ④流水の方向, 分量, 幅員若しくは深淺又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。
 - ⑤土地の掘削, 盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為(1 から 4 までに掲げる行為のため必要なものを除く。)をすること。
 - ⑥①から⑤までに掲げるもののほか, 公共物に関し工事をし, 又は公共物を本来の目的以外に使用すること。

2.1.4 パトロールと軽微な補修等

(1) 日常パトロールと軽微な補修

調布市では道路を安全で快適な状態に保つため, 市民からの通報や警察からの連絡, 現場への移動に伴いパトロールを行い, 路面や安全施設の状態を点検し必要に応じて補修を行っています。

(2) 不法投棄対応

不法投棄とは, 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反して, みだりにゴミなどを投棄することを言います。市道上の不法投棄については, 随時回収を行っています。

(3) 不法占用対応

市が管理する道路で道路管理者の許可を得ず, 違法に占用していることを不法占用と呼び, このような場合, 撤去等の指導をしています。不法占用の代表的なものとして, 道路上にでている植木鉢・段差解消ブロックなどがあります。

2.1.5 自費工事申請（道路法第24条による承認工事申請）

道路管理者による工事のほかに、例えば「自宅の駐車場の出入口部分の段差を解消する道路工事をしたい」など、市道を掘削等する工事は、道路管理者から承認を受ければ申請者の費用負担により自費工事として行うことが可能となります。

調布市では、申請がされた場所や期間、内容などを基に承認の可否を審査しています。

2.1.6 その他

(1) 大型・特殊車両の通行認定・許可

重量や車幅、長さなどが一定の値を超える車両は大型車両・特殊車両と呼ばれ、これらの車両が市道を通行する際は道路管理者の認定・許可が必要となります。調布市では、事業者等から提出された大型・特殊車両通行許可申請の審査を行っています。

(2) 沿道掘削施工協議

道路沿いには沿道と呼ばれる区域があります。沿道は道路の構造を守り、交通に及ぼす危険を防ぐために必要とされている区域のことです。そのため、沿道部で道路に影響を及ぼしかねない掘削を行う場合（例：地下室の建築など）は、沿道掘削施工協議の提出による審査を行っています。

(3) 私道の舗装補修

生活環境の向上と、私道の効用を十分に発揮させることを目的に、規定の条件を満たせば市の費用で私道を補修することができます。

(4) 武蔵野の路使用許可申請

武蔵野の路（二子玉川・是政コース、野川コース）を使用し、ドラマ撮影やマラソン大会などを行う場合には、使用申請を受け付けています。

表 4-12 施設管理に関する各種申請・協議の件数

	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
道路占用申請	2,324	1,569	1,542	1,495	1,480
沿道掘削申請	8	12	18	14	23
特殊車両通行許可協議	345	403	232	229	151
大型・特殊車両通行認定申請	14	20	19	25	57
自費工事施行承認申請	138	142	167	162	152
合計	2,829	2,146	1,978	1,925	1,863

※調布市事務報告書より

2.2 道路施設管理に対する市民の意識・満足度

今後の道路の維持管理に関する計画づくりに向けて、道路施設の維持管理に関する市民の現状認識やニーズの傾向を把握するため、令和2（2020）年にアンケート調査を実施しました。

調査対象は、調布市に在住している18歳以上の方とし、ホームページ、市役所での配布、アンケート調査会社を通じて得られた550人の回答から集計しています。

(1) 道路施設の損傷に対する意識について

市民が普段利用している道路の舗装（車道・歩道）、橋りょう、街路樹、街路灯などがひび割れや腐食・破損などが生じていることで不安や不快を感じる頻度は、「ときどき感じる」と回答した方が約4割と最も多く、「よく感じる」と回答した方と合わせると、全体の約5割が道路施設に発生している損傷に対して不安・不快を抱えていることが分かります。

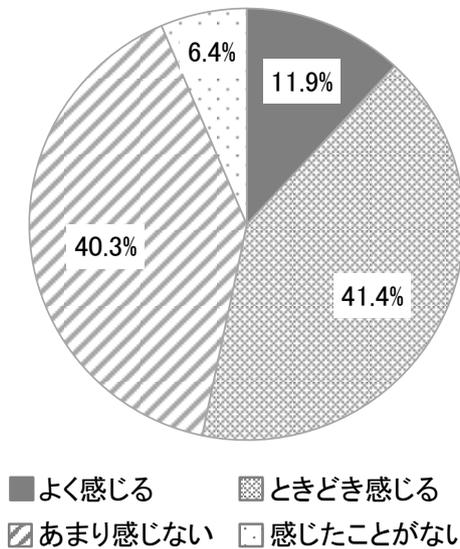


図 4-50 道路施設の老朽化に対する不安や不快感

(2) 調布市道の維持管理に関する市民の満足度について

調布市道の維持管理について、「概ね管理出来ている（どちらかという満足）」と回答した方が約6割を占めており、「十分に管理出来ている（満足）」と回答した方と合わせると、全体の約7割が管理出来ていると回答しています。

また、年齢層別の調布市道の維持管理に対する満足度に着目すると、10・20代の方は約8割、40代・50代の方は約7割、30代・60代・70代以上の方は約6割が管理できていると回答しています。

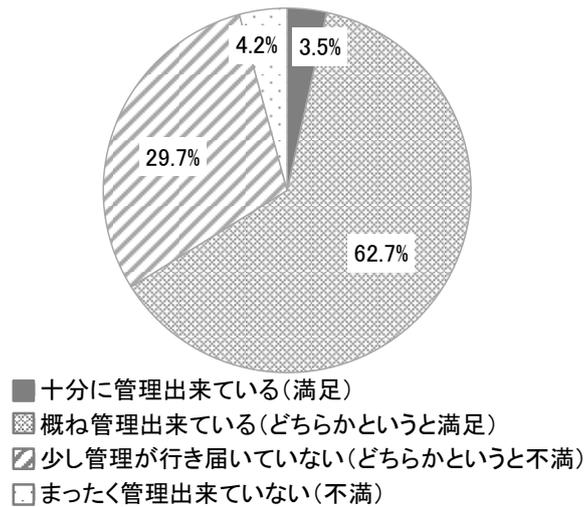


図 4-51 市道の維持管理に対する満足度

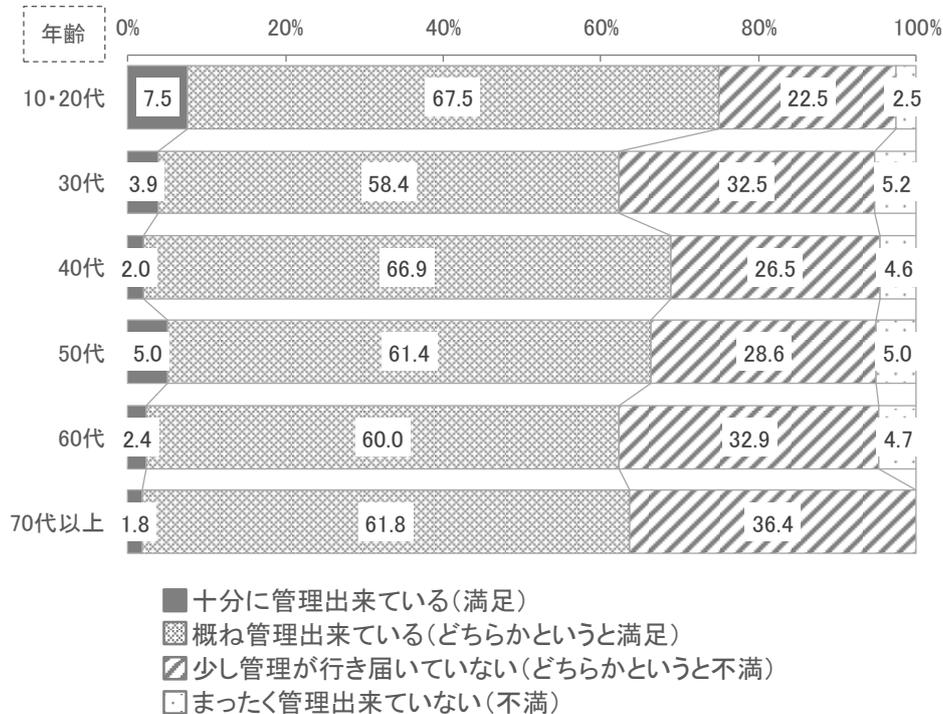


図 4-52 年齢層別の調布市道の維持管理に対する満足度

